

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人葉山水樹の上告趣意のうち、違憲（二一条、三一条違反）をいう点は、原審で主張判断を経ないものであり、その余は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年二月二二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	盛	一
裁判官	大 隅	健	一 郎
裁判官	藤 林	益	三
裁判官	下 田	武	三
裁判官	岸 上	康	夫